

租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月24日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第47号

租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務施行規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務施行規則（昭和49年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第28条の4第3項第5号イ、第6号及び第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ及び第15号ニ、第62条の3第4項第14号ハ及び第15号ニ、第63条第3項第5号イ、第6号及び第7号イ並びに第68条の69第3項第5号イ、第6号及び第7号イ並びに租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「令」という。）第19条第11項及び第12項第4号、第20条の2第14項、第25条の4第2項及び第17項、第38条の4第23項、第38条の5第9項及び第10項第4号並びに第39条の98第9項及び第10項第2号の規定に基づく認定等の事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定申請等の手続)</p> <p>第2条 法第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハの規定に基づく認定（以下「優良な宅地の認定」という。）を受けようとする者は、宅地の造成に着手する前に、様式第1号による優良宅地認定申請書に別表第1に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号又は</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第28条の4第3項第5号イ、第6号及び第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ及び第15号ニ、第62条の3第4項第14号ハ及び第15号ニ並びに第63条第3項第5号イ、第6号及び第7号イ並びに租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「令」という。）第19条第11項及び第12項第4号、第20条の2第14項、第25条の4第2項及び第17項、第38条の4第23項並びに第38条の5第9項及び第10項第4号の規定に基づく認定等の事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定申請等の手続)</p> <p>第2条 法第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハの規定に基づく認定（以下「優良な宅地の認定」という。）を受けようとする者は、宅地の造成に着手する前に、様式第1号による優良宅地認定申請書に別表第1に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ</p>

第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく認定（以下「優良な住宅の認定」という。）を受けようとする者は、新築された住宅及びその敷地の譲渡前に、様式第2号による優良住宅認定申請書に別表第2に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

3 令第20条の2第14項又は第38条の4第23項の規定に基づく認定（以下「特定の民間再開発事業の認定」という。）を受けようとする者は、様式第3号による特定の民間再開発事業認定申請書に別表第2の2に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

4・5 （略）

6 令第19条第11項、第38条の5第9項又は第39条の98第9項に規定する一団の宅地の全部又は一部の譲渡（以下「特定住宅用地の譲渡」という。）に係るこれらの規定に基づく認定（以下「特定住宅用地の譲渡の認定」という。）を受けようとする者は、様式第3号の4による特定住宅用地譲渡認定申請書に、別表第2の5に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

7 令第19条第12項第4号、第38条の5第10項第4号又は第39条の98第10項第2号の規定に基づく譲渡予定価額について意見を求めようとする者は、これらの規定に規定する土地の譲渡（以下「土地の譲渡」という。）に係る契約（予約を含む。）を締結しようとする日の6週間前までに、様式第3号の5による申出書に、別表第2の6に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

（都市計画法の開発許可を受けた宅地の造成に関する特例）

第9条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定による許可を受

若しくは第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく認定（以下「優良な住宅の認定」という。）を受けようとする者は、新築された住宅及びその敷地の譲渡前に、様式第2号による優良住宅認定申請書に別表第2に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

3 令第20条の2第14項又は第38条の4第24項の規定に基づく認定（以下「特定の民間再開発事業の認定」という。）を受けようとする者は、様式第3号による特定の民間再開発事業認定申請書に別表第2の2に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

4・5 （略）

6 令第19条第11項又は第38条の5第9項に規定する一団の宅地の全部又は一部の譲渡（以下「特定住宅用地の譲渡」という。）に係るこれらの規定に基づく認定（以下「特定住宅用地の譲渡の認定」という。）を受けようとする者は、様式第3号の4による特定住宅用地譲渡認定申請書に別表第2の5に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

7 令第19条第12項第4号又は第38条の5第10項第4号の規定に基づく譲渡予定価額について意見を求めようとする者は、これらの規定に規定する土地の譲渡（以下「土地の譲渡」という。）に係る契約（予約を含む。）を締結しようとする日の6週間前までに、様式第3号の5による申出書に別表第2の6に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

（都市計画法の開発許可を受けた宅地の造成に関する特例）

第9条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定による許可を受

けた者は、当該許可に係る宅地の造成について法第28条の4第3項第7号イ、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イの規定に基づく認定を受けようとするときは、その宅地の譲渡前に、様式第13号による優良宅地認定申請書に都市計画法第36条第2項の検査済証の写しを添えて知事に提出しなければならない。

2 (略)

別表第1 (略)

図書の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
(略)			
7 優良な宅地の認定を受けようとする者が、土地区画整理組合との契約に基づき土地区画整理組合に代わつて土地区画整理事業の施行に関する業務を行う者であるときは、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号) <u>第13条の3第10項第2号ロ及び第21条の19第11項第2号ロ</u> の規定に基づく認定を受けたことを証する書類			
(略)			

別表第2の5 (略)

図書の種類
(略)
11 令第19条第12項第4号、 <u>第38条の5第10項第4号又は第39条の98第10項第2号</u> に掲げる場合にあつては、第3条第7項の通知書の写し
(略)

けた者は、当該許可に係る宅地の造成について法第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イの規定に基づく認定を受けようとするときは、その宅地の譲渡前に、様式第13号による優良宅地認定申請書に都市計画法第36条第2項の検査済証の写しを添えて知事に提出しなければならない。

2 (略)

別表第1 (略)

図書の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
(略)			
7 優良な宅地の認定を受けようとする者が、土地区画整理組合との契約に基づき土地区画整理組合に代わつて土地区画整理事業の施行に関する業務を行う者であるときは、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号) <u>第13条の3第9項第2号ロ及び第21条の19第10項第2号ロ</u> の規定に基づく認定を受けたことを証する書類			
(略)			

別表第2の5 (略)

図書の種類
(略)
11 令第19条第12項第4号 <u>又は第38条の5</u> 第10項第4号に掲げる場合にあつては、第3条第7項の通知書の写し
(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

「
第28条の4第3項第5号イ
第31条の2第2項第14号ハ
様式第1号中 第62条の3第4項第14号ハ を 第28条の4第3項第5号イ
第31条の2第2項第14号ハ に改め、同様式備考4中
第62条の3第4項第14号ハ
第63条第3項第5号イ
第68条の69第3項第5号イ
」

「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

「
第28条の4第3項第6号
第31条の2第2項第15号ニ
様式第2号中 第62条の3第4項第15号ニ を 第28条の4第3項第6号
第31条の2第2項第15号ニ に改める。
第62条の3第4項第15号ニ
第63条第3項第6号
第68条の69第3項第6号
」

様式第3号中「第38条の4第23項」を「第38条の4第24項」に改める。

「
第19条第11項
様式第3号の4中 第38条の5第9項 を 第19条第11項
第38条の5第9項 に改める。
第39条の98第9項
」

「
第19条第12項第4号
様式第3号の5中 第38条の5第10項第4号 を 第19条第12項第4号
第38条の5第10項第4号 に改める。
第39条の98第10項第2号
」

「
第28条の4第3項第5号イ
第31条の2第2項第14号ハ
様式第4号中 第62条の3第4項第14号ハ を 第28条の4第3項第5号イ
第31条の2第2項第14号ハ に改める。
第62条の3第4項第14号ハ
第63条第3項第5号イ
第68条の69第3項第5号イ
」

「
第28条の4第3項第6号
第31条の2第2項第15号ニ
様式第5号中 第62条の3第4項第15号ニ を
第63条第3項第6号
第68条の69第3項第6号
」
「
第28条の4第3項第6号
第31条の2第2項第15号ニ
第62条の3第4項第15号ニ
第63条第3項第6号
」
に改める。

様式第6号中「第38条の4第23項」を「第38条の4第24項」に改める。

「
第19条第12項第4号
様式第6号の4中 第38条の5第10項第4号 を
第39条の98第10項第2号
」
「
第19条第12項第4号
第38条の5第10項第4号
」
に改める。

「
第28条の4第3項第5号イ
第31条の2第2項第14号ハ
様式第7号中 第62条の3第4項第14号ハ を
第63条第3項第5号イ
第68条の69第3項第5号イ
」
「
第28条の4第3項第5号イ
第31条の2第2項第14号ハ
第62条の3第4項第14号ハ
第63条第3項第5号イ
」
に改める。

「
第28条の4第3項第5号イ
様式第11号及び様式第12号中 第63条第3項第5号イ を
第68条の69第3項第5号イ
」
「
第28条の4第3項第5号イ
第63条第3項第5号イ
」
に改める。

「
第1項
様式第13号中 を
第2項
」
「
第1項
に、
第2項
」
「
第28条の4第3項第7号イ
第63条第3項第7号イ を
第68条の69第3項第7号イ
」

「
第28条の4第3項第7号イ
第63条第3項第7号イ
」
に改める。

「
第28条の4第3項第5号イ
様式第14号中 第63条第3項第5号イ を 「第28条の4第3項第5号イ
第68条の69第3項第5号イ 第63条第3項第5号イ」 に改め、同様式備考3中
」

「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

「
第28条の4第3項第5号イ
様式第15号中 第63条第3項第5号イ を 「第28条の4第3項第5号イ
第68条の69第3項第5号イ 第63条第3項第5号イ」 に改める。
」

附 則

この規則は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）の施行の日（令和5年5月26日）から施行する。ただし、第1条、第2条、第9条、別表第1及び別表第2の5の改正並びに様式第1号の改正規定（同様式備考4を改める部分を除く。）、様式第2号、様式第3号、様式第3号の4から様式第6号まで、様式第6号の4、様式第7号及び様式第11号から様式第13号までの改正規定、様式第14号の改正規定（同様式備考3を改める部分を除く。）並びに様式第15号の改正規定は、公布の日から施行する。